

第八十三回国会 社会労働委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和五十二年十二月七日)(水曜日)(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 橋本龍太郎君
- 理事 齊藤滋与史君 理事 住 栄作君  
 理事 中山 正暉君 理事 枝村 要作君  
 理事 村山 高市君 理事 大橋 敏雄君  
 理事 和田 耕作君
- 相沢 英之君 井上 裕君  
 伊東 正義君 石橋 一弥君  
 越智 伊平君 大坪健一郎君  
 川田 正則君 小坂徳三郎君  
 齋藤 邦吉君 菅波 茂君  
 津島 雄二君 戸沢 政方君  
 友納 武人君 羽生田 進君  
 葉梨 信行君 山口シツエ君  
 湯川 宏君 安島 友義君  
 大原 亨君 金子 みつ君  
 川本 敏美君 洪沢 利久君  
 田口 一男君 田邊 誠君  
 森井 忠良君 草川 昭三君  
 古寺 宏君 平石磨作太郎君  
 西田 八郎君 浦井 洋君  
 田中美智子君 工藤 晃君

昭和五十二年十二月七日(水曜日)委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

- 医療保険制度に関する小委員
- 相沢 英之君 井上 裕君  
 石橋 一弥君 大坪健一郎君  
 川田 正則君 津島 雄二君  
 戸沢 政方君 友納 武人君  
 羽生田 進君 湯川 宏君  
 大原 亨君 金子 みつ君  
 川本 敏美君 村山 高市君

古寺 宏君 平石磨作太郎君  
和田 耕作君 浦井 洋君  
工藤 晃君 羽生田 進君

昭和五十二年十二月七日(水曜日)午後二時三十分開議

- 出席委員
- 委員長 橋本龍太郎君  
 理事 越智 伊平君 理事 齊藤滋与史君  
 理事 住 栄作君 理事 中山 正暉君  
 理事 枝村 要作君 理事 村山 高市君  
 理事 大橋 敏雄君
- 相沢 英之君 有馬 元治君  
 井上 裕君 石橋 一弥君  
 小此木彦三郎君 大坪健一郎君  
 川田 正則君 小坂徳三郎君  
 齋藤 邦吉君 菅波 茂君  
 津島 雄二君 戸沢 政方君  
 友納 武人君 葉梨 信行君  
 藤本 孝雄君 山口シツエ君  
 湯川 宏君 安島 友義君  
 大原 亨君 金子 みつ君  
 川本 敏美君 洪沢 利久君  
 田口 一男君 森井 忠良君  
 草川 昭三君 古寺 宏君  
 平石磨作太郎君 西田 八郎君  
 浦井 洋君 田中美智子君  
 工藤 晃君

- 出席國務大臣 厚生大臣 小沢 辰男君  
 出席政府委員 労働大臣 藤井 勝志君  
 出席政府次官 戸井田三郎君

委員外の出席者  
厚生省医務局長 佐分利輝彦君  
厚生省保険局長 八木 哲夫君  
労働政務次官 向山 一人君  
社会労働委員会 河村 次郎君  
調査室長

委員の異動  
十二月七日  
井上 裕君 補欠選任 有馬 元治君  
伊東 正義君 小此木彦三郎君  
羽生田 進君 藤本 孝雄君

同日  
有馬 元治君 補欠選任 井上 裕君  
小此木彦三郎君 伊東 正義君  
藤本 孝雄君 羽生田 進君

同日  
理事戸井田三郎君十一月三十日委員辞任につき、その補欠として越智伊平君が理事に当選した。

十二月七日  
健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)  
母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案(枝村要作君外五名提出、第八十回国会衆法第四七号)  
原子爆弾被害者等援護法案(大原亨君外六名提出、第八十二回国会衆法第一号)  
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件  
理事の補欠選任

小委員会設置に関する件  
国政調査承認要求に関する件  
閉会中審査に関する件  
健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第三号)  
特定不況業種離職者臨時措置法案起草の件  
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案起草の件

○橋本委員長 これより会議を開きます。  
この際、理事の補欠選任についてお諮りいたします。  
理事戸井田三郎君が去る十一月三十日委員を辞任されたに伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任を行いたいと存じますが、委員長において指名するに御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、理事に越智伊平君を指名いたします。

○橋本委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。  
厚生関係の基本施策に関する事項  
労働関係の基本施策に関する事項  
社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項  
労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項  
以上の各事項について、その実情を調査し、対策を樹立するため、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、本会期中調査を進めたいと存じます。  
つきましては、衆議院規則第九十四条により、

議長の承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、厚生大臣から発言の申し出がありますので、これを許します。厚生大臣小沢辰男君。

○小沢國務大臣 社会労働委員会の御審議に先立ちまして、一言、就任のごあいさつを申し上げます。

わが国は今日、内外にわたり多くの課題に直面しておりますが、国民のすべてが健康で豊かな生活を送れる政治を行うことは、一層重要な国政の課題になっており、国民の健康と福祉を守る厚生行政は、重大な責任を担うべきものであると考えます。

現在、厚生行政は多くの課題を抱えておりますが、特に医療保険制度については、最近の経済情勢、医療費の増加傾向等にかんがみると、制度全般にわたって基本的な見直しが必要な時期に来ていると考えます。

しかしながら、政府管掌健康保険を初めとする医療保険の財政は、現在すでにきわめて窮迫した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となつてきております。このため、国会において健康保険制度の当面の円滑な運営を図るための法案を御審議願うこととしており、その速やかな成立をお願いを申し上げる次第でございます。

医療保険制度全般にわたる基本的見直しについては、この法案の成立をまつて逐次実施に移していく所存でございます。

また、来るべき高齢社会における社会保障の中心となる年金制度につきましても、近年、大幅な年金水準の改善を図ってまいりましたが、今後も年金制度に寄せられる期待にこたえていくため、その改善、充実を図っていく考えであります。

このほか、保健医療の面では、これまでの治療中心の施策にとどまらず積極的な疾病予防、健康増進にも重点を置いた施策の充実、食品、医薬品の安全対策の推進、老人の特性を考慮した総合的、包括的な老人保健医療対策の推進などを強力に推進してまいりたいと考えております。

また、心身障害児、母子家庭等の方々や老人、児童に対する福祉対策の充実や、水道、廃棄物処理施設などの快適な環境をつくるための施設の整備についても積極的に推進してまいりたいと思っております。

このほか、厚生行政の課題は山積いたしておりますが、そのいずれをとりましたが、国民一人一人の日常生活に密着した重要な問題でありますので、皆様方の御鞭撻を得ながら努力をしております所存でありますので、何とぞ絶大な御努力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。(拍手)

○橋本委員長 次に、労働大臣から発言の申し出がありますので、これを許します。労働大臣藤井勝志君。

○藤井國務大臣 このたび、内閣改造により労働大臣に就任いたしました藤井勝志でございます。社会労働委員会の開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げ、委員各位の御理解と御協力をいたしたいと思います。

労働行政にとつて現在、最も重要な課題は、厳しい経済情勢のもとでの雇用の安定であります。このため、すでに本年十月一日から発足した雇用安定資金制度を活用し、積極的に失業の予防に努めるとともに、積極的な求人開拓と適切な就職指導、機動的な職業訓練の実施等により、離職者の円滑な再就職の促進を図ってまいりたいと存じます。

構造不況業種からの離職者対策につきましては、現行の制度を活用して失業の予防と離職者の再就職の促進に努めていくところでありますが、当委員会における御審議の成果を踏まえ、今後、万全を期する所存でございます。

今後の経済情勢は、十月以来の円高の影響等により一層厳しいものが想像されます。このような情勢のもとで雇用の安定を推進していくためには、経済政策、産業政策との密接な連携のもとに雇用政策を強力に推進していくことが必要であります。

私は、内閣の一員として、他の関係とともに困難な現状を乗り切るため全力を尽くす所存でございますので、委員各位の格段の御鞭撻と御協力を御願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。(拍手)

○橋本委員長 厚生政務次官及び労働政務次官から、それぞれ発言の申し出がありますので、これを許します。厚生政務次官戸井田三郎君。

○戸井田政府委員 このたび、厚生政務次官に就任をいたしました戸井田三郎でございます。

従来、委員各位に大変御指導をいただいておりますが、これからもよろしく御願い申し上げます。(拍手)

○橋本委員長 次に、労働政務次官向山一人君。

○向山政府委員 今回、労働政務次官に任命されました向山一人でございます。

重責を果たすため全力を挙げてまいりますので、どうか委員の皆さん方、一層よろしく御願いいたします。(拍手)

○橋本委員長 小委員会設置に関する件についてお諮りいたします。

先般の理事会で御協議いたしましたとおり、小委員十九名よりなる医療保険制度に関する小委員会を設置したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、小委員及び小委員長の選任につきまして、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもって御通知いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○橋本委員長 内閣提出、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提案理由の説明を聴取いたします。小沢厚生大臣。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小沢國務大臣 ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

医療保険制度につきましては、昭和四十八年の改正により大幅な給付改善と保険財政の健全化のための諸施策が講じられ、また、昭和五十一年には社会経済情勢の変動に対応したスライド的な改正が行われたところであります。

しかしながら、医療保険をめぐる諸情勢は一層の厳しさを加え、各制度とも、その財政状況は逐年悪化の傾向にあります。保険料収入については、かつてのような大幅な伸びが期待できない反面、医療の高度化、人口構造の老齢化の進展等により、

保険給付費は今後も増加の傾向を示すものと思われ  
ます。

政府は、このような社会経済情勢のもとにおける医療保険の給付のあり方と、これを支え得る費用負担のあり方の両面にわたっての全般的な検討を急ぎ、その結果に基づき必要な措置を講ずることとしておりますが、健康保険の財政は、すでにきわめて窮乏した状況にあり、制度の運営にも支障を生じかねない状態となっております。

このような事情を考慮し、政府は、臨時応急的な財政対策など健康保険制度の当面の円滑な運営と内容の充実を図るために必要な措置を講ずることとし、第八十回国会に健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案を提出し、御審議を煩わしたのでありますが、前国会において審議未了となり、成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、健康保険の財政は、極度に窮乏しており、一日も早く臨時応急の財政対策の実施を必要とする状況でありますので、ここに再度この法律案を提案し、御審議願うこととした次第であります。

以下この法律案の内容について概略を説明いたします。

まず、健康保険法の改正について申し上げます。

第一は、標準報酬の上限の改定であります。最近における給与の実態にかんがみ、被保険者の保険料負担の公平を図る見地から標準報酬の上限を現行三十二万円から三十八万円に改定するものであります。

第二は、賞与等についての特別保険料の徴収であります。政府管掌健康保険においては、その窮乏した財政状況に対処するため、当面の臨時応急の措置として、健康保険制度全般に関する速やかなる検討により必要な措置が講じられるまでの間、被保険者の受ける賞与等を対象に、その二%を事業主及び被保険者の折半により特別保険料として徴収することとしております。

また、健康保険組合につきましては、規約の定めるところにより、料率は二%の範囲内、被保険

者負担分はその二分の一以下の範囲内で、政府管掌健康保険の場合と同様の特別保険料を徴収できることとしております。

第三は、一部負担金の額の改定であります。現行一部負担金の額は、昭和四十二年以来十年間にわたって据え置かれておりますが、その間、医療費、所得等が大幅に伸びていることにかんがみ、初診時一部負担金の額を現行二百円から七百元に、入院時一部負担金の額を現行一日当たり六十円から二百円に改定することとしております。なお、継続療養を受ける者の入院時一部負担金の額は、一日当たり三十円から百円とすることとしております。

第四は、傷病手当金の支給期間の延長であります。被保険者の強い要望を考慮いたしまして、現行六ヶ月を一年六ヶ月に延長することとしております。

次に、船員保険法の改正について申し上げます。

第一に、標準報酬の上限の改定であります。現行三十四万円から三十八万円に改定することとしております。

第二に、一部負担金につきましては、初診時一部負担金の額を、健康保険と同様に現行二百円から七百元に改定することとしております。

なお、この法律は、昭和五十三年一月一日から実施することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○橋本委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

○橋本委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、これを許します。大原亨君。

○大原(亨)委員 私は、社会党、公明党、民社党、新自由クラブ各党を代表いたしまして、若干の質問をいたします。

質問をいたします。これはすでに新聞や報道で承知のとおり、修正案について各党幹事長、書記長会談で方向づけがなされて、政策担当者におきまして改正案について論議があったわけでありまして、しかし、たゞいま提案になりました健康保険法案の赤字対策について、前国会以来の衆参両院を通ずる議論は、小手先細工だけの赤字対策を幾ら重ねてもだめではないか。患者の立場や国民の立場から、国民的な合意を得るような医療改革について、あるいは構造赤字と言われる赤字の根本原因について、その原因を究明して対策を立てることが必要ではないか、こういう点において、それぞれ熱心な議論があったわけでありまして、したがって、政府が提案し、各党間において当面の合意を得ました赤字対策、それだけでは問題の解決にはならない。抜本改正に、これを契機として取り組む基本的な姿勢が問題ではないかという点であります。そういう点で、限られた時間でありまして、まず第一に、世を言われておられるように、渡辺前厚生大臣から小沢新厚生大臣になりました際に、や新聞等を通じていろいろな発言をいたしているわけでありまして、その中には、本委員会といたしまして、論議の過程から看過できない問題があると思っております。したがって、そういう問題について新大臣がどういうふうな取り組みをするのか、そういう点を解明をしないと、われわれはこの赤字問題について円滑に議事を進めることはむずかしいのではないかと、今日までの経過から当然ではないかと思っております。

そこで第一にお尋ねしたいのですが、小沢厚生大臣は、医療の抜本改革については渡辺前厚生大臣とは違った考えを持っているという点を、しばしば主張をいたしておられます。どういふ点が一体違っておられるのか、その点を端的にお答えいただけますか。

○小沢國務大臣 私は、就任以来申しましたことについて、医療の抜本改正につきましては、具体的な

な考え方が渡辺大臣と違つたんだという発言をしたことは全くございません。ただ私は、先生方もそうだろうと思っております。ただ私は、先生方も一つの理想を持って政治家になるわけでございます。私、私が厚生省を飛び出して政治家になつたゆえんのもの、その一つの考え方の中に、医療や年金についての根本改正をやつてみたいという情熱を持って政治家に出たんだということは話してございまして、渡辺大臣の事務引き継ぎの中にも、根本改正について自分はいくつ理想を持っていらっしゃるんだ、それについて、おまえの考えはどうかというふうな話は一回もございませぬ。ただ、私が承つておりますのは、この健保法の審議に關連しまして医療保険制度の改善に関する件という決議を衆議院でやりになりました、それを受けまして参議院において渡辺厚生大臣が、医療保険制度の改革の基本的考え方について、十四項目にわたりますそれぞれの項目、立法時期、実施時期等については、いろいろ質疑応答されました。これについては、私も当然これを踏襲して、一歩一歩、根本改正に近づいて、完成をしていくべきものと考えておりました、その点については全く違ひはございません。

医療の将来の理想的な、最終的な姿の根本改正案というものはいかにあるべきかについては、遺憾ながら私、渡辺厚生大臣のその理想、最終案についての考え方はまだ承つておりませんので、その考え方について違ひがある、ないということを外部的に向かつて私が言うはずのことではございませぬ。御理解願いたいと思つております。

○大原(亨)委員 小沢新厚生大臣は、言うなれば厚生省が古巣でございませぬ、かつて厚生省の課長をしておられたわけですから、ですから私は、渡辺厚生大臣が、ある日突然、起きてみたら厚生大臣であつたのとは違つたと思つて、それならばそれとして、私も何も非常識なこととは言わないうわけですが、あなたは、こういう面においては、言うなれば一かどの意見を持っているという人です。それが真つ先に、たとえば日本医師会に参り

まして武見会長と懇談して、いままでの、たとえは渡辺厚生大臣との間において医療費改定や七二%の問題等について問題となった点は白紙に返して、そして根本的に自分の立場でやり直すんだ、こういうことを言って合意に達したと言われている。

医師会との間において、そういう合意に達するという点については悪いとは私は言わない。ただし、医療改革の問題は、一医師会とか、あるいは一労働組合とか、あるいは一団体の意見によって動かすべきではない。だから小委員会を設けたし、今日まで政府の赤字対策を国会において追及をして、そして抜本改正の課題は何かという点について、かなり突っ込んだ議論をいたしまして、事態を究明しているわけです。

医療の改革の問題は国民的な合意のもとにおいて改革をしなければならぬ、そういう確信を私は持つておるわけですから、あなたのそういう態度等について見ますと、何か別の考え方でやったのではないかと。福田総理大臣が、医療費改定よりも健保の問題が先ですと問題を出されたと言われる。二つの点を私は挙げましたけれども、指摘をされておるわけです。その真意と背景、それをひとつ率直に簡単に答えてもらいたい。

○小沢国務大臣 私、就任あいさつに各団体の長のところへ全部参りました。それぞれ、いろいろお話がございましたが、医師会長と会いまして私が話し合いましたのは、具体的な問題についてお互いの間の意見交換は全然してありません。ただ、私が行ってみたい、お会いしたいからという電話連絡をさせましたら、電話は全く通じませんという厚生事務当局の話でありまして、そういう状態ではいかならないから、お互いにひとつテーブルに着き合って、そして、さくばらんには私の私の方の意見を言うし、君の方は君の方の意見を言わないかという状態にならなければだめじゃないかということだけを話し合って、合意に達したのでありまして、その席においても、きょうは具体的な問題については触れませんでしたということを、

はつきり話をしてまいっております。したがって、税金の問題なり、あるいは税制の問題なり医療費の問題については前大臣のあれを踏襲するとか、しないとかというような話は、そういう具体的な点について話が一切ございませぬので、この点は誤解のないようにしていただきたいと思っております。

○大原(亨)委員 新聞もテレビも、かなりこれは報道したことなんです。その点については私はもうこれ以上、具体的な問題について追求する意志はありませんけれども、しかし、国民から見ますと、あなたがあらへ行っていいことを言い、こちらへ行っていいことを言うというふうなことをやれば、これは、これからの厚生行政を担当する上においては資格なしというふうな結論づけようらしいと私は思っております。こういう重大なときに厚生大臣を引き継がれて、そして、そういう軽率な行動については厳に戒めてもらいたい。(大臣があいさつするのがなぜ悪い)と呼ぶ者あり)あいさつをするのはよろしいけれども、そのあいさつを中心にして報道されておることは、全く根拠のないことではない。(報道が悪いかもしれない)と呼ぶ者あり)報道されたならば、国民の立場から見れば、小沢厚生大臣はこういう考え方を持っているということになるから、その点を私は率直にただしておる、その基本的な問題について、きちっとした態度を国会において表明しなければ、今日まで何を私どもが時間をかけて議論したか、これはずっと十数年来議論していることですよ。そういう問題については、あなたは慎重な配慮をして行動をとるべきではないかと私は思うのです。(もう一回決意表明)と呼ぶ者あり)これは最後にいたしましょうか。

次に、具体的なことを言うのですが、医療費改定についても独自の考えを持っておるということ、しばしば言っているのですが、あなたは改定について、どういう考えを持っていますか。いつやる、それから、どのくらいやる、どういう手続でやる、これを簡単に答えてください。

○小沢国務大臣 御承知のように、中医協に諮問

をして、その答申を得なければならぬわけでございますから、手続については従前の手続ということにお考えいただきたいと思っております。その程度並びに時期については、私はこれから財政の状況とか、いろいろなことを勘案しまして考えていくわけでございますので、現在のところは、いつやる、どの程度やるということについては私は全く決めておりませんので、これは健康保険法の御審議を願って御協賛をいただいた上で、財政状況等を十分勘案いたしまして実施時期内容について、できるだけ早目に私どもの考え方をまとめていきたい、かように考えております。

○大原(亨)委員 あなたのしばしば報道されたのは、会社は赤字でも給料を払う、これはいいことですね。診療担当者に二年も改定を待たせて、まだだめだというわけにいかぬと思う、改定は健康保険とは関係なしにやるんだ、と言っておられるのです。それは一言言えど私は思うのです。あなたがちゃんと確信を持ってやられるなら一言ですよ。弾力事項が残っているのですから。財政上の余地はあるでしょうから、厚生大臣の権限でやる余地はあるわけですから、私は一言言えど、思うけれども、あなたの答弁を聞いてみると、そういうことはない、こう言うんだけれども、これは真実はどうなんですか、本当はどうなんですか。

○小沢国務大臣 私は、たとえば国鉄の財政状況を見ても、そういう状況じゃないと思うが、やはりポナスになればポナスも払わなければいけません。あるいは国家公務員についても、国がいま何兆円という借金をしながらも、公務員のしかるべきベースアップとか、その他のものはやっていかねばいけません。これは理論的にはやっています。しかし、健康保険の方は先立つものがなければ幾ら気持ちがあってもできません、そう申し上げておたわけでございます。

しかし、理論的には、そういうことは考えは別じやないかと言われれば、そのとおりでございます。

す。しかし、現実に払う医療費を上げてやろうと思っても、どれくらい上げられるのか、また、払う金があるのかという現実に立って見ますと、それはなかなかいきません。だから、それはそうだなというやうな若干のやりとりがあったことも事実ですけれども、いまは、先生の御質問については、私はそう申し上げるしかありません。理論的にどうであつても、あるいは先立つものが、支払いの問題であつても、やはり先立つものが、支払いをしなければいけません。そういう点は十分財政の健全化を図らなければならぬのです。これは、私の考えに変わりありません。

○大原(亨)委員 前の厚生大臣は、全部が全部いいわけじゃないですよ、いいわけじゃないけれども、厚生大臣はしばしば、医師会の低医療費政策だという批判に対して、二十二年間、給料は二十倍になった、診療報酬で言えば三十六倍だ、決して低医療費ということは言えない、こういうことを発言いたしておりましたね。あなたはこういう見解ですか。

○小沢国務大臣 私が医療費問題を考える場合に、過去の経過を聞いてみますと、四十九年の改定の際に圓城寺会長は全委員に諮りまして、これからは、いわゆるスライドの問題については毎年一回ぐらいつつ実施していこうじゃありませんかというこの発言がありまして、各界の委員それぞれが、おおむね合意に達しておる事実がございます。したがって、医療費改定について約二年近くも、そのままに放置するということではできないだろう、こう思っておるのです。ただ、その時期や内容、程度等については、いろいろな他の関連事項もございまして十分検討させていただきます。

低医療費であるかどうかということについて所見をというお尋ねでございますが、現在の医療費が十分技術料を賄っているのかどうかについて、これも医療費改定をやる場合には十分に考えたい。私は、実際役所におつたときから考えますと、



確立については準備を進め実施に移してまいりたいと考えております。

○大原委員 私が新厚生大臣にただしたいと思う点は、最初、厚生大臣からも答弁がありましたけれども、つまり今度の健康保険の改正案を取り上げて審議を前に転がしていただくためには、傷病手当等ありますけれども、これは赤字対策が中心ですが、そのためには、申し上げたように、日本の医療について、医療が荒廃していると言われている。それから九兆円総医療費時代で二〇〇も太くなっている、その中身が国民の納得、合意を得るものでなくてはならない、こういう問題等を中心といたしまして、いままですと議論があつたわけです。

その中心的な問題は、やはり技術は尊重する、そして物中心の、薬物中心の治療について改革を加える、診療報酬体系から分業に至るまで、あるいは七二〇条項も、これは大規模計算で診療報酬を計算するということになるならば、医者の種類によって、内科、小児科、外科、種類によって利害が違つていくから、それを大規模的にはかつかと取るというふうなことは、経営を分化させないということに通ずるわけです。だから、それは矛盾を助長しておるわけですから、そういう点は、税制の公平という点からも国民的な合意を求め、低成長時代においてこういうことをやるのだという点については、やはり国会はきちつとした方向づけをするし、厚生大臣もきちつとした態度をとらなければいけない。わが厚生大臣、坊大蔵大臣あるいは村山大蔵大臣その他百家争鳴です。大いに議論するのはよろしい。よろしいが、物と技術を分離して、技術を尊重して、そういう近代的な分析の上にかちつとした経営形態をするということ、これが医療費の中身を国民から見えてクリアにして、そして経営自体を国民の信頼の中に置くことができると思うのです。

そういう面においては、あなたがしばしばそういう点で、医師会と話をしなければいけないということだけで簡単に動いたとは思いませんけれども、し

かし、診療報酬改定についてはこうだ、これは独自にやるんだ、抜本改正は白紙だ、保険制度だけやればいいんだ、これだけだというふうなことを言つたり、七二〇なんか、これはもうどうというふうなことを言つたりするということは、真剣な国会における議論というものを後退させるものではないかという疑念を持っているので、私は、それ以上のことについて細かな議論をする意思はありませんし、時間もないわけですが、そういう点については基本的に、あなたがきちつとした方針を持って、主体性を持って、国民の厚生大臣として仕事をされるように私は期待をしたい。その点について、時間が参りましたが、最終的なあなたの決意をはつきりしてもらいたい。

○小沢国務大臣 大原先生がおっしゃった基本的な考え方は、まさに私も同感でございます。おっしゃる通りに、技術というものは、あるは物と技術の分離、衆議院の決議の中にも、物と技術の分離、技術重点の診療報酬の改善という項目もございまして、十分そういう点の詰めを行い、理想的な医療というものはどうあるべきかというものをきちんといたしまして、そうして臨まなければいけない。国民的な合意を得なければいけません。基本的な考え方は、私も全く同感でございます。したがって、恐らく一年前の、一年半前ですか、専門委員会の設置をされたのも、そういう点にあるのじゃないかと思つて、衆議院の御議論等も、私は、これからいろいろ速記録その他の面で十分拝聴いたしまして、慎重にひとつ、この点は根本的な考え、基本的な考え方を、いま先生のおっしゃるような面も十分検討した上で結論をつけたい、かように考えます。おっしゃる基本的な考え方については、私はいま、技術料の問題を中心にして国民医療の面からどうあるべきかという点の検討なくして、ただイメージに、これはこうだああたというふうな議論をするようなことは間違いだ、おっしゃることについてのお考えには全く同意でございます。

○橋本委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案  
〔本号末尾に掲載〕

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案

○斎藤滋委員 ただいま議題となりました健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、自由民主党及び新自由クラブを代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正の要旨は、

第一に、本法律案の題名を健康保険法等の一部を改正する法律案に改めること。

第二に、初診時一部負担金の額を七百円から六百円に引き下げること。

第三に、健康保険制度については、その全般に関する速やかな検討により、この法律の施行後三年を目途として必要な措置が講じられるものとすし、その必要な措置が講じられるまでの間、特別保険料を徴収できるものとすること。

第四に、政府管掌健康保険の特別保険料の料率を千分の二十から千分の十に引き下げ、被保険者負担分の五分の二を当分の間免除し、免除された額に相当する額を国庫が補助すること。

第五に、健康保険組合の特別保険料の料率を千分の二十の範囲内から千分の十の範囲内とするにと。

第六に、国民健康保険組合に対する国の補助を、組合の財政力等を勘案して、療養の給付費等の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において増額することができるとし、昭和五十三年四月一日から施行すること等でありませう。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○橋本委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、内閣の意見があればお述べ願います。小沢厚生大臣。

○小沢国務大臣 ただいまの修正案については、政府としては、やむを得ないものと認めます。

○橋本委員長 本案及びこれに対する修正案については、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○浦井委員 委員長、議事進行について……。

○橋本委員長 議事進行ですか。浦井君。

○浦井委員 非常に重要な、国民の注目を集めておる法案であるし、まして修正案が出ていくわけなので、わが党は合意しておらぬけれども、だから、私は、質疑も、それから討論の通告もしたのだけれども、少なくともこの時点で、各党意見があるわけなんだから、討論ぐらいはやはり委員長でやらすべきではないか。このことを私は提案したい。

○橋本委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○橋本委員長 速記を始めて。

これより採決を行います。

まず、斎藤滋と史君外四名提出の修正案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋本委員長 起立多数。よつて、本修正案は可決されました。

次に、だいまの修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○橋本委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決いたしました。

(報告書は附録に掲載)

○橋本委員長 次に、特定不況業種離職者臨時措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から簡単に御説明申し上げます。

本案は、雇用の機会が著しく減少している状況のもとで、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、特定不況業種とは、経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事情により、その製品または役務の供給能力が著しく過剰となっており、かつ、その状態が長期にわたって継続することが見込まれ、このため、法令に基づき行われたは国の施策に基づき、事業規模の縮小等が見込まれる業種であつて、あらかじめ、その業種に係る主な事業者団体及び労働組合の意見を聞き、政令で指定するものを用いることとする。

第二に、失業の予防及び再就職の促進に関する国、地方公共団体及び事業主等の責務を明らかにするものとする。

第三に、再就職援助等に関する計画について公共職業安定所長の認定を受けた特定不況業種事業主が雇用保険法上の事業転換等に係る雇用安定事業の対象となる教育訓練等を実施する場合には、政府は、同法の定めるところにより雇用安定事業を行うものとする。

第四に、労働大臣は、特定不況業種の区分ごとに、事業者団体が提出する労働力の需給見通しに関する資料を勘案して、職業紹介等に関する計画を作成し、必要な措置を講ずるものとする。

第五に、一の事業所において相当数の労働者について離職等の影響を生ずることとなる労働省令で定める事業規模の縮小等を行おうとする特定不況業種事業主は、労働組合等の意見を聞き、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければならないものとする。

第六に、労働大臣は、特定不況業種離職者に必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種等について特別の措置を講ずるものとし、国は、専修職業訓練校における職業訓練に要する費用について、職業訓練法による負担割合を超えた負担をすることができるとすること。

第七に、公共職業安定所長は、特定不況業種離職者で当該離職が認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれ、かつ、当該離職の日まで一年以上引き続き当該計画の認定を受けた事業主に雇用されていたこと等の要件に該当すると認定した者に対し、特定不況業種離職者求職手帳を発給するものとし、求職手帳の有効期間は、労働省令で定める期間とするものとする。

第八に、公共職業安定所長は、求職手帳の発給を受けた者に対し、就職指導等を行うものとする。

第九に、国は、手帳所持者等に対し、労働省令

で定める基準により、訓練待期手当または就職促進手当、広域求職活動費、移転費その他の給付金を支給することができるものとし、都道府県は、手帳所持者等に対し、労働省令で定める基準により、訓練手当、職場適応訓練費を支給することができるものとする。

第十に、国は、手帳所持者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金の支給その他雇用機会の増大のための措置を講ずるものとする。

第十一に、離職の日において四十歳以上である手帳所持者等であつて、雇用保険または船員保険の受給資格者のうち一定の要件に該当する者に対する雇用保険または船員保険の個別延長給付は、現行の日数六十日に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

第十二に、右のほか、公共事業の計画実施者等に対する特定不況業種離職者の雇い入れの促進についての配慮の要請、中央職業安定審議会における専門部会の設置、その他所要の規定を整備するものとする。

第十三に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行するものとし、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失うものとする。

なお、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者について、所要の経過措置を定めるものとする。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

特定不況業種離職者臨時措置法案  
(本号末尾に掲載)

○橋本委員長 この際、本起草案について内閣の意見があればお述べ願います。藤井労働大臣。

○藤井労働大臣 特定不況業種離職者臨時措置法案につきましては、政府としては、やむを得ない

ものと認めます。

○橋本委員長 お諮りいたします。特定不況業種離職者臨時措置法案起草の件につきまして、お手元に配付しております草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○橋本委員長 起立総員。よって、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○橋本委員長 次に、国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来各会派間において御協議いただき、意見の一致を見ましたので、委員長において草案を作成し、委員各位のお手元に配付いたしてございます。

その起草案の趣旨及び内容につきまして、委員長から簡単に御説明申し上げます。

本案は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりであります。

第一に、特定漁業とは、わが国の漁業者が行う漁業について、操業区域、漁獲量等に関し国際協定等により規制が強化されたことに対処するため、緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう

ものとする。

第二に、労働大臣は、漁業離職者に必要な職業訓練の実施に關し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種等について特別の措置を講ずるものとし、国は、専修職業訓練校における職業訓練に要する費用について、職業訓練法による負担割合を越えた負担をすることが出来るものとする。

第三に、公共職業安定所長は、離職の日が一定の期間内にある漁業離職者で、一定期間以上特定漁業に従事していたこと等の要件に該当すると認定した者に対し、漁業離職者求職手帳を発給するものとし、手帳の有効期間は、労働省令で定める期間とするものとする。

第四に、公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者に対し、就職指導等を行うものとする。

第五に、国は、手帳所持者等に対し、労働省令で定める基準により、訓練待期手当または就職促進手当、広域求職活動費、移転費その他の給付金を支給することが出来るものとし、都道府県は、手帳所持者等に対し、労働省令で定める基準により、訓練手当、職場適応訓練費を支給することが出来るものとする。

第六に、労働大臣は、公共事業の計画実施者等に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することが出来るものとする。

第七に、船員とならうとする漁業離職者に関する本法の適用について、特例その他の措置を講ずるものとする。

第八に、離職の日において四十歳以上である手帳所持者であつて、船員保険の失業保険金受給資格者のうち一定の要件に該当する者に対する船員保険の個別延長給付は、現行の日数六十日に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

第九に、この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行するものとし、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失ふものとする。

以上が本起草案の趣旨及び内容であります。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案  
 (本号末尾に掲載)

○橋本委員長 この際、本起草案について内閣の意見があればお述べ願います。藤井労働大臣。  
 ○藤井労働大臣 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案につきましては、政府としては、やむを得ないものと認めます。

○橋本委員長 お諮りいたします。  
 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法案起草の件につきまして、お手元に配付しております草案を本委員会の成案とし、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)  
 ○橋本委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)  
 ○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○橋本委員長 次に、閉会中審査申し出の件についてお諮りいたします。

第八十回国会枝村要作君外五名提出、母子家庭の母等である勤労婦人の雇用の促進に関する特別措置法案  
 第八十二回国会大原亨君外六名提出、原子爆弾被爆者等援護法案

厚生関係の基本施策に関する件  
 労働関係の基本施策に関する件

社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件  
 並びに  
 労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

つきまして、議長に対し、閉会中審査の申し出をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)  
 ○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、お諮りいたします。  
 閉会中審査案件が付託になりました場合、さきに設置いたしました医療保険制度に関する小委員会につきましては、閉会中も引き続き存置することにしたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)  
 ○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

なお、小委員及び小委員長は従前どおりとし、その辞任の許可及び補欠選任は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)  
 ○橋本委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

今日は、これにて散会いたします。  
 午後三時三十分散会

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案  
 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律  
 (健康保険法の一部改正)  
 第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表中	第三六級	第三七級	第三八級	第三九級
第三六級	三三〇、〇〇〇円	一〇、六七〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三三〇、〇〇〇円未満
第三七級	三四〇、〇〇〇円	一一、三三〇円	三三〇、〇〇〇円以上	三五〇、〇〇〇円未満
第三八級	三六〇、〇〇〇円	一二、〇〇〇円	三五〇、〇〇〇円以上	三七〇、〇〇〇円未満
第三九級	三八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	三七〇、〇〇〇円以上	

改める。  
 第八條中「報酬等」を「報酬(附則第二條第二項ニ規定スル賞与等ヲ含ム第九條第一項、第八十七條第一号及第八十八條ノ三第一項ニ於テ之ニ同ジ等)に改める。

第十一條第一項ただし書中「第七十九條ノ二」の下に「(附則第五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。

第四十三條ノ八第一項第一号中「二百円」を「七百円」に改め、同項第二号中「六十円」を「二百円」に、「三十円」を「百円」に改める。  
 第四十七條第一項中「六月」を「一年六月」に改める。

改め、同條第二項を削る。  
 第八十七條第四号中「第七十七條本文」の下に「(附則第五條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」を加える。  
 附則を附則第一條とし、同條の次に次の四條を加える。  
 第二條 政府ハ本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル措置ヲ講ゼラルル迄ノ間其ノ管掌スル健康保険事業ニ要スル費用ニ充ツル為第七十一條乃至第七十二條及第七十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定



ニ依リ徴収スル保険料ノ外本条、次条及附則  
 第五條ノ規定ニ依リ保険料(以下特別保険料  
 ト称ス)ヲ徴収ス

特別保険料ノ額ハ被保険者(第二十條ノ規定  
 ニ依ル被保険者及第七十一條ノ三ノ規定ニ依  
 リ其ノ月ニ係ル保険料ヲ徴収セラレザル被保  
 險者ヲ除ク)ガ賞与等(第二條第一項ニ規定  
 スル賞金、給料、俸給、手当又ハ賞与及之ニ  
 準ズベキモノ)ニシテ三月ヲ超ユル期間毎ニ受  
 クルモノヲ謂フ以下之ニ同ジ)ヲ受ケタル月  
 ニ付其ノ額(其ノ額ニ百円未満ノ端數アルト  
 キハ之ヲ切捨ツ)ニ千分ノ二十ヲ乗ジテ得タ  
 ル額トス

賞与等ノ全部ハ一部ガ金銭以外ノモノナル場  
 合ニ於ケル其ノ価額ノ算定ニ付テハ第二條第  
 二項ノ規定ヲ準用ス

第七十二條本文ノ規定ハ特別保険料ニ付テ之ヲ  
 準用ス

第三條 事業主ハ被保険者ニ対シ金銭ヲ以テ賞  
 与等ヲ支払フ場合ニ於テハ被保険者ノ負担ス  
 ベキ特別保険料ヲ賞与等ヨリ控除スルコトヲ  
 得

第七十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ  
 準用ス

第四條 健康保険組合ハ本法ニ依ル健康保険制  
 度ノ全般ニ関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル  
 措置ヲ講ゼラルル迄ノ間第七十一條乃至第七  
 十二條、第七十五條、第七十五條ノ二及第七  
 十七條乃至第七十九條ノ二ノ規定ニ依リ徴収  
 スル保険料ノ外其ノ規約ヲ以テ附則第二條第  
 一項及第二項並ニ前條ノ規定ノ例ニ依リ特別  
 保険料ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ其ノ例ニ  
 依ルベキ附則第二條第二項中千分ノ二十トア  
 ルハ千分ノ二十ノ範囲内ニ於テ規約ヲ以テ定  
 ムル事トス

第一項ノ場合ニ於テ賞与等ノ全部又ハ一部ガ  
 金銭以外ノモノナル場合ニ於ケル其ノ価額ノ  
 算定ニ付テハ第二條第二項及第三項ノ規定ヲ  
 準用ス

第七十二條本文及第七十五條ノ規定ハ第一項  
 ノ規定ニ依ル特別保険料ニ付テ之ヲ準用ス

第五條 第七十七條本文、第七十九條(第一項  
 但書ヲ除ク)及第七十九條ノ二ノ規定ハ附則

第四條第一項ノ表中 「第三五級 三四〇、〇〇円」  
 「第三六級 三六〇、〇〇円」  
 「第三七級 三八〇、〇〇円」

第二十八條ノ三第一項中「二百円」を「七百  
 円」に改める。

第二十九條ノ三第二項中「前項」を「第一項」  
 に改め、同條第一項ノ次に次の一項を加える。

船舶所有者ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ  
 因リ發シタル疾病ニ関スル療養ノ給付及療養  
 費ノ支給ニ関シテハ被保険者又ハ被保険者タ  
 リシ者ニ対シ其ノ者ガ第二十八條ノ三若ハ第  
 二十八條ノ六第二項ノ規定ニ依リ一部負担金  
 トシテ支払フベキ費用ノ中厚生大臣ノ定ムル  
 額ヲ交付シ又ハ被保険者若ハ被保険者タリシ  
 者ガ支払ヒタル一部負担金ノ額若ハ前條ノ規  
 定ニ依リ控除セラレタル一部負担金ニ相当ス  
 ル額ノ中厚生大臣ノ定ムル額ヲ負担スベシ

附則  
 (施行期日)  
 第一條 この法律は、昭和五十三年一月一日から  
 施行する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)  
 第二條 昭和五十三年一月一日前に健康保険の被  
 保険者の資格を取得して、同日まで引き続き被  
 保険者の資格を有する者(健康保険法第二十條  
 の規定による被保険者の資格を有する者及び同  
 月から標準報酬を改定されるべき者を除く)の  
 うち、昭和五十三年十二月の標準報酬月額が

第二條第一項又ハ前條第一項ノ規定ニ依ル特  
 別保険料ニ付テ之ヲ準用ス  
 (船員保険法の一部改正)  
 第二條 船員保険法(昭和十四年法律第七十三  
 号)の一部を次のように改正する。

三十二万円であるもの(当該標準報酬月額を基  
 礎となつた報酬月額が三十三万円未満である者  
 を除く)の標準報酬額は、当該標準報酬月額の基  
 礎となつた報酬月額をこの法律による改正後の  
 同法第三條第一項の規定による標準報酬の基礎  
 となる報酬月額とみなして、保険者が改定する。

前項の規定により改正された標準報酬は、昭  
 和五十三年一月一日から同年九月三十日までの  
 標準報酬とする。

この法律の施行の日において現に病院又は診  
 療所に収容されている者が当該疾病又は負傷及  
 びこれにより發した疾病により同日以後引き続  
 き病院又は診療所に収容されている場合におけ  
 る一部負担金については、この法律による改正  
 後の健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号  
 (同法第四十三條ノ十六第二項において例によ  
 る場合を含む)の規定にかかわらず、なお従前  
 の例による。

この法律の施行の日前にこの法律による改正  
 前の健康保険法第四十七條に規定する支給期間  
 が満了した傷病手当金の支給期間については、  
 なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の一部改正)  
 第三條 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法  
 律第二百二十八号)の一部を次のように改正す

第六十六條第三項中「六月間」を「一年六月  
 間」に改める。  
 (国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過  
 措置)  
 第四條 この法律の施行の日前に前條の規定によ  
 る改正前の国家公務員共済組合法第六十六條第  
 三項に規定する支給期間が満了した傷病手当金  
 の支給期間については、なお従前の例による。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)  
 第五條 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十  
 一年法律第三十四号)の一部を次のように改  
 正する。  
 第四十四條第三項中「六月間」を「一年六月  
 間」に改める。  
 (公共企業体職員等共済組合法の一部改正に伴  
 う経過措置)  
 第六條 この法律の施行の日前に前條の規定によ  
 る改正前の公共企業体職員等共済組合法第四十  
 四條第三項に規定する支給期間が満了した傷病  
 手当金の支給期間については、なお従前の例に  
 よる。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)  
 第七條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年  
 法律第五十二号)の一部を次のように改正す  
 る。  
 第六十八條第三項中「六月間」を「一年六月  
 間」に改める。  
 (地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経  
 過措置)  
 第八條 この法律の施行の日前に前條の規定によ  
 る改正前の地方公務員等共済組合法第六十八條  
 第三項に規定する支給期間が満了した傷病手当  
 金の支給期間については、なお従前の例による。

理由  
 医療保険制度の現状にかんがみ、標準報酬の合  
 理化、一部負担金の額の改定及び傷病手当金の支  
 給期間の延長を行うとともに、健康保険に関し、

暫定措置として貴与等について特別保険料を徴収することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案に対する修正案

健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

題名中「健康保険法及び船員保険法」を「健康保険法等」に改める。

第一条のうち、健康保険法第八條の改正規定中「附則第二条」を「附則第三条」に改める。

第一条のうち、健康保険法第十一條第一項ただし書の改正規定中「附則第五条」を「附則第六条」に改める。

第一条のうち、健康保険法第四十三條ノ八第一項第一号の改正規定中「七百円」を「六百円」に改める。

第一条のうち、健康保険法第八十七條第四号の改正規定中「附則第五条」を「附則第六条」に改める。

第一条のうち、健康保険法附則第二条第一項の四條「を」次の四條を加える改正規定中「次の四條」を「次の五條」に改める。

第一条のうち、健康保険法附則第二条第一項の改正規定中「本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関スル速ナル検討ニ因リ必要ナル」を「前条」に、「附則第五条」を「附則第六条」に改め、同条第二項の改正規定中「千分ノ二十」を「千分ノ十」に改め、同条第四項の改正規定に次のただし書を加える。

但シ被保険者方負担スベキ特別保険料ノ額ニ付テハ当分ノ間其ノ五分ノ二ヲ免除ス

第一条のうち、健康保険法附則第二条の改正規定に次の一項を加える。

国庫ハ前項但書ノ規定ニ依リ免除セラレタル特別保険料ノ額ニ相当スル額ヲ補助ス

第一条のうち、健康保険法附則第四条第一項の改正規定中「本法ニ依ル健康保険制度ノ全般ニ関

スル速ナル検討ニ因リ必要ナル」を「附則第二条第一項」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第二条」を「附則第三条」に改め、同条第三項の改正規定中「附則第二条」を「附則第三条」に改め、同条第四項の改正規定に次のただし書を加える。

同項の補助の額を増額することができ、

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、第三条の規定及び附則第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則中第八條を第九條とし、第三条から第七條までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

スル速ナル検討ニ因リ必要ナル」を「附則第二条第一項」に改め、同条第二項の改正規定中「附則第二条」を「附則第三条」に改め、同条第三項の改正規定中「附則第二条」を「附則第三条」に改め、同条第四項の改正規定に次のただし書を加える。

第一条のうち、健康保険法附則第五条の改正規定中「附則第二条第一項」を「附則第三条第一項」に改め、同条の改正規定を同法附則第六条の改正規定とする。

第一条のうち、健康保険法附則第二条から第四条までの改正規定を一条ずつ繰り下げ、繰り下げ後の同法附則第三条の改正規定の前に次のように加える。

第二条 本法ニ依ル健康保険制度ニ付テハ其ノ全般ニ関スル速ナル検討ニ因リ健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第

号)ノ施行後三年ヲ目途トシテ必要ナル措置ガ講ゼラルモノトス

第二条のうち、船員保険法第二十八條ノ三第一項の改正規定中「七百円」を「六百円」に改める。

本則に次の一条を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第三条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第七十三條に次の一項を加える。

2 国は、前項の補助をする場合において、政令の定めるところにより、組合の財政力等を勘案して、その補助の額が療養の給付及び療養費の支給に要する費用の額の百分の四十に相当する額に達するまでの範囲内において、

同項の補助の額を増額することができ、

附則第一条に次のただし書を加える。

ただし、第三条の規定及び附則第三条の規定は、同年四月一日から施行する。

附則中第八條を第九條とし、第三条から第七條までを一条ずつ繰り下げ、第二条の次に次の一条を加える。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和五十三年四月一日前に行われた療養の給付及び同日前に行われた療養に係る療養費の支給に要する費用についての国民健康保険組合に対する国の補助については、なお従前の例による。

本修正の結果必要とする経費

昭和五十二年度厚生保険特別会計健康勘定において、特別保険料の修正による収入減は約十二億円、初診時一部負担金の修正による支出増は約五億円、船員保険特別会計疾病部門において、初診時一部負担金の修正による支出増は約千二百万円の見込みである。

特定不況業種離職者臨時措置法案  
特定不況業種離職者臨時措置法

目次

第一章 総則(第一条-第四条)

第二章 失業の予防(第五条)

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画(第六条-第八条)

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置(第九条-第十九条)

第五章 雑則(第二十条、第二十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、失業の予防、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定不況業種」とは、我が国における経済基調の変化、国際経済環境の変化、長期にわたる不況等の経済的事象によ

り、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれ、このため、法令に基づく行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止以下「事業規模の縮小等」という。)がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定するものをいう。

2 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

3 この法律において「特定不況業種事業主」とは、特定不況業種に属する事業を行う事業主当該事業主から特定不況業種に属する事業に関し委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第十九条を除き、船員職業安定法(昭和三十三年法律第九十二号)第六條第一項に規定する船員となる)とする者を除く。をいう。

(事業主等の責務)

第三条 特定不況業種事業主は、その雇用する労働者について、配置転換、教育訓練又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十一條の二第一項若しくは第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等の実施その他の必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るため、公共職業安定所と協力して、求人を開

く、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれ、このため、法令に基づく行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止以下「事業規模の縮小等」という。)がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定するものをいう。

2 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

3 この法律において「特定不況業種事業主」とは、特定不況業種に属する事業を行う事業主当該事業主から特定不況業種に属する事業に関し委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第十九条を除き、船員職業安定法(昭和三十三年法律第九十二号)第六條第一項に規定する船員となる)とする者を除く。をいう。

(事業主等の責務)

第三条 特定不況業種事業主は、その雇用する労働者について、配置転換、教育訓練又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十一條の二第一項若しくは第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等の実施その他の必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るため、公共職業安定所と協力して、求人を開

く、その製品又は役務の供給能力が著しく過剰となつており、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれ、このため、法令に基づく行為又は国の施策に基づき事業規模若しくは事業活動の縮小又は事業の転換若しくは廃止以下「事業規模の縮小等」という。)がなされ、これに伴い相当数の離職者が発生し、又は発生するおそれがあると認められる業種で、当該離職者に関しこの法律で定める特別の措置を講ずる必要があるものとして政令で指定するものをいう。

2 前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、労働大臣は、あらかじめ、当該業種に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聴かなければならない。

3 この法律において「特定不況業種事業主」とは、特定不況業種に属する事業を行う事業主当該事業主から特定不況業種に属する事業に関し委託を受けて製造、修理その他の行為を業として行う事業主であつて労働省令で定めるものを含む。をいう。

4 この法律において「特定不況業種離職者」とは、特定不況業種事業主が実施する当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者であつて、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるもの(第十九条を除き、船員職業安定法(昭和三十三年法律第九十二号)第六條第一項に規定する船員となる)とする者を除く。をいう。

(事業主等の責務)

第三条 特定不況業種事業主は、その雇用する労働者について、配置転換、教育訓練又は雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十一條の二第一項若しくは第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等の実施その他の必要な措置を講ずることにより、失業の予防に努めるとともに、離職を余儀なくされた場合における再就職の促進を図るため、公共職業安定所と協力して、求人を開

拓その他再就職の援助に必要措置を講ずるよう努めなければならない。

2 特定不況業種事業主及びその団体は、当該特定不況業種事業主の雇用する労働者の雇用の安定に關し、相互に協力するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国は、特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴う労働者の失業を予防するため、事業主に対する必要な援助の措置を講ずるよう努めるとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に協力するとともに、特定不況業種離職者の再就職の促進に努めなければならない。

第二章 失業の予防

第五条 第七條第一項に規定する再就職援助等に関する計画について同条第三項(第八條において準用する場合を含む)の規定により公共職業安定所長の認定を受けた特定不況業種事業主が雇用保険法第六十一條の二第二項の雇用安定事業に係る教育訓練等を実施する場合には、政府は、同条の規定により同条同項の雇用安定事業を行うものとする。

第三章 職業紹介等に関する計画及び再就職援助等に関する計画

(職業紹介等に関する計画)  
第六條 労働大臣は、労働省令で定める特定不況業種の区分ごとに、次項の資料を勘案して、特定不況業種離職者の再就職を促進するため、職業紹介等に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

2 労働大臣は、前項の計画を作成するに当たっては、特定不況業種に係る事業者団体に対し、労働省令で定めるところにより、当該特定不況業種における労働力の需給見通しに関する資料の提出を求めるものとする。  
(再就職援助等に関する計画)

第七條 特定不況業種事業主であつて、当該特定不況業種に係る一の事業所において相当数の労働者について離職及びその他の影響を生ずることとなる労働省令で定める事業規模の縮小等を行うおとすものは、労働省令で定めるところにより、離職者の再就職の援助その他当該労働者の雇用の安定に関する計画(以下「再就職援助等に関する計画」といふ)を作成しなければならない。

2 前項の事業主は、再就職援助等に関する計画の作成に当たつては、当該事業所において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合の、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。次項の規定により認定を受けた当該計画を変更しようとするときも、同様とする。

3 第一項の事業主は、再就職援助等に関する計画を作成したときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主が実施する事業規模の縮小等に関する資料を添えて、公共職業安定所長に提出し、その認定を受けなければならない。当該認定を受けた計画を変更したときも、同様とする。

4 前項の場合において、公共職業安定所長は、再就職援助等に関する計画で定める措置の内容が不適当であると認めるときは、当該計画に係る事業主に対し、その内容の変更を求め、その求めに応じなかつたときは、公共職業安定所長は、同項の認定を行わないことができる。

5 第一項から前項までの規定は、特定不況業種事業主が、当該特定不況業種に係る一の事業所において、一箇月の期間内に、三十人以上の離職者を生ずることとなる事業規模の縮小等を行うおとす場合について準用する。この場合において、第三項中「労働省令で定めるところにより」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に、労働省令で定めるところにより」と読み替へるものとする。

6 前項において準用する第三項の認定の申請をした特定不況業種事業主は、雇用対策法(昭和四十一年法律第三十二号)の規定の適用については、同法第二十一條第一項の離職に係る届出をしたものとみなす。

7 第二條第一項の政令が制定され、又は改正されたことにより新たに特定不況業種が指定された場合において、当該新たに特定不況業種に属することとなつた事業に係る特定不況業種事業主が当該新たに指定された日から起算して一箇月内に第五項に規定する事業規模の縮小等を行うおとすときは、同項の規定の適用については、同項後段中「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる日が同一の日でない場合にあつては、当該離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に」とあるのは、「その離職者の生ずる日(その離職者の生ずる最後の日)の少なくとも一箇月前に」とするものとする。

第八條 特定不況業種事業主のうち、前條第一項及び第五項の事業主以外の事業主であつて、当該特定不況業種に係る事業所において事業規模の縮小等を行うおとすものは、労働省令で定めるところにより、再就職援助等に関する計画を作成し、公共職業安定所長の認定を求め、その認定を受けたときは、同条第二項から第四項までの規定を準用する。

第四章 特定不況業種離職者に対する特別措置

(職業訓練)

第九條 労働大臣は、特定不況業種離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に關し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九條の

規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。  
(特定不況業種離職者求職手帳)  
第十條 公共職業安定所長は、特定不況業種離職者(以下「求職手帳」といふ)を發給する。

一 当該離職者が第七條第三項(同條第五項及び第八條において準用する場合を含む)次号及び次項において同じ)の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に含まれていないものであること。  
二 第七條第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画に係る事業主に当該離職の日まで一年以上引き続き雇用されていなかったこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。  
四 当該離職の日以後において新たに安定した職業に就いたことがないこと。  
二 公共職業安定所長は、やむを得ない理由により特定不況業種事業主が再就職援助等に関する計画について第七條第三項の規定による認定を受けることができなかつたと認めるときは、当該離職の日まで一年以上引き続き当該特定不況業種事業主に雇用されており、かつ、前項第三号及び第四号に該当すると認定した特定不況業種離職者に対しても、その者の申請に基づき、求職手帳を發給することができる。

3 求職手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。  
4 求職手帳は、公共職業安定所長が、当該求職手帳の發給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。  
一 労働の意思又は能力を有しなくなつたと  
二 新たに安定した職業に就いたとき。  
三 次條第三項の規定に違反して再度就職指導

を受けなかつたとき。  
四 偽りその他不正の行為により、第十三条第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。

五 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。

六 第一項から前項までに定めるもののほか、求職手帳の発給の申請、発給、返納その他求職手帳に必要事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第十一条 公共職業安定所長は、求職手帳の発給を受けた者以下「手帳所持者」という。)に対し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行うものとす。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公共職業訓練施設を行う職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいづれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。  
一 疾病又は負傷  
二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接  
三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設を行う職業訓練の受講  
四 天災その他やむを得ない理由  
五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導官)  
第十二条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

第十三条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設を行う職業訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当  
二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費  
三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更を要する費用に充てるための移転費  
四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。  
一 公共職業訓練施設を行う職業訓練又は作業環境に適應させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当  
二 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費  
三 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に対し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に必要なる基準は、労働省令で定める。

第十四条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利

については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。  
(公課の禁止)  
第十五条 租税その他の公課は、第十三条第一項及び第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として課することができる。

(宿舍の確保のための配慮)  
第十六条 国は、手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため、宿舍の貸与その他宿舍の確保に關し特別な配慮をするものとする。

(雇用機会の増大のための措置)  
第十七条 国は、手帳所持者の雇用を促進するため、手帳所持者を継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する助成金の支給その他新規の雇用部門の開拓等雇用機会の増大を図るために必要な措置を講ずるものとする。  
(雇用保険法の特例)  
第十八条 手帳所持者であつて雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であるものうち、公共職業安定所長が次の各号に該当すると認めたものであり、かつ、同法第二十二條第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第二十三條第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える基本手当の支給を行うことができる。(この場合において、当該所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。)

給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終る日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者  
二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介による職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び雇用保険法第二十三條第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の同法同条第二項に規定する受給期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。  
3 第一項の規定の適用を受ける者に対する雇用保険法の規定の適用については、同法第二十八條第一項中「全国延長給付、個別延長給付」とあるのは、「全国延長給付、個別延長給付、特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第号)第十八條第一項の規定によるものを含む。以下同じ。とする。

(船員保険法の特例)  
第十九条 手帳所持者(特定不況業種離職者で、海運局(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ四第一項に規定する海運局をいう。以下この項において同じ。)の長が、第十條第一項各号に該当すると認定した者及び同条第二項に規定する者に相当する者であると認定した者を含む。附則第二項において同じ。)であつて、同法第三十三條ノ三第一項の規定に該当するものうち、公共職業安定所(同法第三十三條ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。以下この項において同じ。)又は海運局(以下この項において同じ。)の長が、公共職業安定所等(と総称する。)の長が、次の各号に該当すると認めたものであり、かつ、同法第三十三條ノ十二第一項第一

所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終る日(雇用保険法第二十四條から第二十八條までの規定により訓練延長

号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。)を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十三条ノ十三から第三十三条ノ十三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終る日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第十一条第二項の規定による公共職業安定所の長の指示した公共職業訓練等を受けること、同条第三項の規定による就職指導を受けること又は海運局の長の指示した職業の補導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三条ノ十二ノ二第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三条ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(特定

不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第十九条第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ)及職業補導延長給付」とする。

### 第五章 雑則

(公共事業についての配慮等)

第二十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。)を計画実施する国の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)に対し、特定不況業種離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二條の規定の適用については、同条中「中高年齢失業者等」とあるのは、「中高年齢失業者等(特定不況業種離職者臨時措置法に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者を含む。)」と、同条第一項中「特定地域における」とあるのは、「特定地域又は指定地域(特定地域以外の地域であつて、特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)に定める特定不況業種離職者求職手帳の発給を受けた者及び中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定するものをいう。)(における)」と、「当該特定地域」とあるのは、「当該特定地域又は当該指定地域」とする。

(中央職業安定審議会における専門部会の設置) 第二十一条 中央職業安定審議会に、特定不況業種離職者等に関して講ずる再就職の促進等の措置についての専門的事項を調査審議させるため、専門部会を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

### 附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経

過した日から施行する。  
(この法律の失効)

2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、第四章の規定は、なおその効力を有する。  
(経過措置)

3 この法律の施行の日(以下次項までにおいて「施行日」という。)において特定不況業種離職者等に該当することとなつた事業主が施行日前に実施した当該特定不況業種に係る事業規模の縮小等に伴い、昭和五十二年十二月一日から施行日の前日までの間に離職を余儀なくされた労働者は、この法律の規定の適用については、特定不況業種離職者とみなす。この場合においては、第十条第一項第一号中「第七条第三項(同条第五項及び第八項において準用する場合を含む。次号及び次項において同じ。)」の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあり、同項第二号中「第七条第三項の規定により認定を受けた再就職援助等に関する計画」とあるのは、「附則第四項の規定により確認を受けた同項の報告書」と、同条第二項中「再就職援助等に関する計画」とあるのは「附則第四項の規定により同項の報告書」とする。

4 前項の規定により特定不況業種離職者とみなされた者に係る特定不況業種離職者等は、施行日から起算して一箇月内に、労働省令で定めるところにより、当該事業規模の縮小等に関する資料を添えて、当該離職者に係る報告書を公共職業安定所長に提出し、その確認を求めることができる。  
(労働省設置法の一部改正)

5 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。  
第十条第一項第八号中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)」に改める。

者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)第十九条の規定を除く。に改める。  
第十条の二第六号中「及び港湾労働者」を、「港湾労働者及び特定不況業種離職者」に改める。

第十八条第一項中「及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。)」を、「建設労働者の雇用の改善等に関する法律(これに基づく命令を含む。及び特定不況業種離職者臨時措置法(これに基づく命令を含む。))に改める。  
(社会保険労務士法の一部改正)

6 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第二十号の九の次に次の一号を加える。  
二十の十 特定不況業種離職者臨時措置法(昭和五十二年法律第 号)

### 理由

雇用の機会が著しく減少している状況の下で、特定不況業種に係る事業分野において一時に多数の離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、特定不況業種離職者等の職業及び生活の安定に資するため、失業の予防、再就職の促進等に関し特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費としては、約四百十億円の見込みである。

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法  
国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法

(目的)  
第一条 この法律は、漁業をめぐる国際環境が急

激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もつて漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定漁業」とは、我が国の漁業者が行う漁業について操業区域、漁獲量等に関し国際協定等により規制が強化されたことに対処するため、緊急に漁船の隻数を縮減することを余儀なくされ、これに伴い一時に相当数の離職者が発生するものとして政令で定める業種に係る漁業をいう。

2 この法律において「漁業離職者」とは、特定漁業に従事していた者であつて、前項に規定する国際協定等に対処するために漁業者が実施する漁船の隻数の縮減(以下「減船」という。)に伴い離職を余儀なくされたものうち、現に失業しており、又はその職業が著しく不安定であるため失業と同様の状態にあると認められるものをいう。

(職業訓練)

第三条 労働大臣は、漁業離職者の再就職を容易にするため、必要な職業訓練の実施に関し、訓練時期、訓練期間、職業訓練に係る職種、委託訓練、職業訓練施設、受講定員等について特別の措置を講ずるものとする。

2 前項の措置に係る専修職業訓練校における職業訓練に要する費用については、国は、職業訓練法(昭和四十四年法律第六十四号)第九十九条の規定による負担を行うほか、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その一部を負担することができる。

(漁業離職者求職手帳)

第四条 公共職業安定所長は、漁業離職者で次の各号に該当すると認定したものに對し、その者の申請に基づき、漁業離職者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

- 一 当該離職の日が、当該減船の必要が生じた日として当該特定漁業ごとに労働省令で定める日から、当該減船が実施された日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間(その期間内に離職しなかつたことについて特別の事情があると公共職業安定所長が認めたとときは、その事情がやんだ日の翌日から起算して一週間を経過する日までの間)にあること。
- 二 当該離職の日まで一年以上引き続き当該減船に係る漁業者の行う特定漁業に従事していたこと又はこれに相当するものとして労働省令で定める状態にあつたこと。
- 三 労働の意思及び能力を有すること。
- 四 当該離職の日以後において安定した職業に就いたことがないこと。
- 2 前項第一号の労働省令の制定又は改正に当たつては、労働大臣は、農林大臣の意見を聴かなければならない。
- 3 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。
- 4 手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その効力を失う。
  - 一 労働の意思又は能力を有しなくなつたとき。
  - 二 新たに安定した職業に就いたとき。
  - 三 次条第三項の規定に違反して再度就職指導を受けなかつたとき。
  - 四 偽りその他不正の行為により、第七条第一項又は第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)の支給を受け、又は受けようとしたとき。
- 5 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨をその者に通知する。
- 6 第一項及び第三項から前項までに定めるもののほか、手帳の発給の申請、発給、返納その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(就職指導)

第五条 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者(以下「手帳所持者」という。)に對し、その者の再就職を促進するために必要な職業指導(以下「就職指導」という。)を行うものとする。

2 公共職業安定所長は、手帳所持者に対し、公共職業訓練施設への職業訓練を受けることその他その者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

3 手帳所持者は、労働省令で定めるところにより、定期的に、公共職業安定所長が指定した日に公共職業安定所に出頭し、就職指導を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げるいずれかの理由により公共職業安定所に出頭することができなかつたときは、この限りでない。
 

- 一 疾病又は負傷
- 二 公共職業安定所の紹介による求人者との面接

三 前項の規定により公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設への職業訓練の受講

四 天災その他やむを得ない理由

五 その他労働省令で定める理由

(就職促進指導)

第六条 就職指導は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第九条の二第一項の就職促進指導官に行わせるものとする。

(給付金の支給等)

第七条 国は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

- 一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練施設への職業訓練を受けるために待期している間についての訓練待期手当又は手帳所持者の再就職の促進を図るための就職促進手当
- 二 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費

三 就職又は知識若しくは技能の習得をするための住所又は居所の変更に要する費用に充てるための移転費

四 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

2 都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対し、次の各号に掲げる給付金を支給することができる。

一 公共職業訓練施設への職業訓練又は作業環境に適應させる訓練を受けることを容易にするための訓練手当

二 手帳所持者を作業環境に適應させる訓練を行うことを促進するための職場適応訓練費

3 国は、労働大臣が定める基準に従い、都道府県に對し、前項第一号に掲げる訓練手当に要する費用の三分の二を、同項第二号に掲げる職場適応訓練費に要する費用の二分の一を、それぞれ負担する。

4 第一項及び第二項の規定による給付金の支給に關し必要な基準は、労働省令で定める。

(給付金の支給を受ける制限等の禁止)

第八条 前条第一項又は第二項の給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第九条 租税その他の公課は、第七条第一項及び第二項の給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準として課することができない。

(公共事業についての配慮)

第十条 労働大臣は、必要があると認めるときは、公共事業(国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等

が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。)を計画実施する国の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。)に対し、漁業離職者の雇入れの促進について配慮するよう要請することができる。

(船員とならうとする者に関する特例等)

第十一條 船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員とならうとする漁業離職者に関しては、第三條から第九條までの規定(第四條第一項(第一号及び第二号を除く。))を除く。中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長」と、「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、「公共職業訓練施設」の行つ職業訓練」とあるのは「職業訓練」と、「公共職業安定所」とあるのは「海運局」と、第四條第一項(第一号を除く。中「公共職業安定所長」とあるのは「海運局長(運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)第三十九條の海運局長をいう。以下同じ。))」と、第七條第一項(第二号中「広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための広域求職活動費」とあるのは「手帳所持者の知識及び技能の習得を容易にするための技能習得手当」とする。

2 前項に規定する漁業離職者に関しては、第三條第二項、第六條、第七條第二項及び第三項並びに前條の規定は、適用しない。

3 漁業再整備特別措置法(昭和五十一年法律第四十三号)第十三條第一項中「他の法令」とあるのは、「国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第...号)及びその他の法令」とする。

(船員保険法の特例)

第十二條 手帳所持者であつて船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ三第一項の規定に該当するものうち、公共職業安定所(同法第三十三條ノ四第一項に規定する公共職業安定所をいう。又は海運局(同法第三十三條

ノ四第一項に規定する海運局をいう。)(以下この項において「公共職業安定所等」と総称する。の長が次の各号に該当すると認められたものであり、かつ、同法第三十三條ノ十二第一項第一号に規定する基準日において四十歳以上であるものについては、同法第三十三條ノ十二ノ二第一項の規定にかかわらず、次項の規定による期間内の失業している日について、同法同条同項の規定により、同法同条同項の所定給付日数(同法同条同項に規定する所定給付日数をいう。以下この項において同じ。))を超える失業保険金の支給を行うことができる。この場合において、当該所定給付日数を超えて失業保険金を支給する日数は、同法同条同項後段の規定にかかわらず、同法同条同項後段の政令で定める日数に三十日を加えた日数を限度とするものとする。

一 所定給付日数に相当する日数分の失業保険金の支給を受け終わる日(船員保険法第三十三條ノ十三から第三十三條ノ十三ノ三までの規定により職業補導延長給付又は全国延長給付を受けている者にあつては、これらの規定によるこれらの給付が終わる日)までに職業に就くことができる見込みがなく、かつ、特に再就職のために援助を行う必要があると認められる者

二 当該受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所等に求職の申込みをした日以後、正当な理由がなく、公共職業安定所等の紹介する職業に就くこと、第五條第二項の規定による公共職業安定所等の長の指示した職業訓練等を受けること又は同条第三項の規定による就職指導を受けることを拒んだことのある者以外の者

2 前項及び船員保険法第三十三條ノ十二ノ二第一項の規定による失業保険金の支給を受けることができる者の同法同条第二項に規定する支給を受ける期間は、当該期間に三十日を加えた期間とする。

3 第一項の規定の適用を受ける者に対する船員保険法の規定の適用については、同法第三十三條ノ十三ノ三第一項中「個別延長給付及職業補導延長給付」とあるのは、「個別延長給付(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第...号)第十二條第一項ノ規定ニ依ルモノヲ含ム以下同ジ)及職業補導延長給付」とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日にその効力を失う。ただし、この法律の失効の際現に手帳所持者である者に関しては、なおその効力を有する。

(労働省設置法の一部改正)

3 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第十條第一項第八号中「炭鉱離職者臨時措置法(第五條及び第三章の規定を除く。))」を「炭鉱離職者臨時措置法(第五條及び第三章の規定を除く。)、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第...号)(第三條の規定を除く。))」に改める。

第十條の二第六号中「炭鉱離職者」を「炭鉱離職者、漁業離職者」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

4 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律

第 号)

理由

漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、漁業離職者の職業及び生活の安定に資するため、再就職の促進等のための特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約七十五億円の見込みである。

昭和五十二年十二月十三日印刷

昭和五十二年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局